

市からの 連絡帳

税

家屋調査にご協力を

平成30年1月2日～翌年1月1日に新築・増改築などをした家屋は、平成31年度から固定資産税・都市計画税の課税対象となります。市ではその税額の基となる家屋の評価額を算出するため、家屋調査を行っています。

□**調査方法** 市職員が対象家屋を訪問し、家屋の内装・外装(屋根・外壁・天井など)・住宅設備(風呂・トイレなど)を調査

□**調査日時** 事前に書面で通知し、都合の良い日時に伺います。書面が届きましたら、下記へご連絡ください。

▶資産税課 ☎042-460-9830

認定長期優良住宅の 固定資産税を減額

次の要件を満たす住宅に係る固定資産税を一定期間、2分の1減額します(都市計画税を除く)。

□**要件** ●「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する認定長期優良住宅 ●平成30年1月2日～翌年1月1日に新築された住宅 ●居住部分の床面積が50㎡(一戸建以外の貸家住宅は40㎡)以上280㎡以下で当該家屋の2分の1以上 ●平成31年1月31日までに、資産税課(田無庁舎4階)に必要書類を提出

□**減額範囲** 居住部分の床面積120㎡まで

□**減額期間**

住宅の種類	減額期間
3階建以上の準耐火構造及び耐火構造の住宅	新たに課税される年度から7年間
上記以外の住宅	新たに課税される年度から5年間

□**必要書類** ●認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額適用申告書 ●長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第6・9・13条に規定する通知書の写し(認定長期優良住宅であることを証する通知書の写し)

☎市職員が家屋調査に訪問した際に、認定長期優良住宅であることをお伝えください。手続き方法をご説明します。

▶認定長期優良住宅について…

建築指導課 ☎042-438-4017

▶認定長期優良住宅の新築家屋への減額について…

資産税課 ☎042-460-9830

福祉

受験生チャレンジ支援貸付事業

学習塾などの受講料・受験料を無利子で貸し付けることで、一定所得以下の世帯の子どもを支援します。入学した場合は、申請により返済が免除されます。

□**受講料貸付限度額**

中学3年生・高校3年生^{など}…20万円

□**受験料貸付限度額**

中学3年生^{など}…2万7,400円

高校3年生^{など}…8万円

☎在住であり世帯の生計の中心者 ※貸付には条件があります。詳細は ☎へお問い合わせください。

☎社会福祉協議会 ☎042-422-2010

▶生活福祉課 ☎042-438-4022

年金・子育て

国民年金保険料後納制度

過去5年間に納め忘れ(一部免除承認の未納期間)がある場合は、平成30年9月までに☎へ申請することで納められます。支払額は当時の保険料に、経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

※**後納制度は平成30年9月で終了**

□**ご利用いただける方**

●20歳以上60歳未満で、5年以内に納め忘れの期間や未加入期間がある

●60歳以上65歳未満で、上記期間のほか任意加入中に納め忘れの期間がある

●65歳以上で、老齢年金の受給資格がなく任意加入中^{など}

※60歳以上で老齢基礎年金受給者は利用不可

※過去2年以内の保険料は加算額はつきません。

☎ねんきん加入者ダイヤル

☎0570-003-004

☎武蔵野年金事務所

☎0422-56-1411

▶保険年金課 ☎042-460-9825

乳・子医療証の現況届について

現在乳・子医療証をお持ちで、次のいずれかに該当する申請者へ「現況届」を送付します。必要書類を添えて提出してください。

☎●平成30年度の課税状況が公簿で確認できない(1月2日以降の転入者・未申告者^{など}) ●市外に住居登録がある ●過年度未提出

☎●窓口:子育て支援課(田無庁舎1階) ●回収ポスト:市民課(保谷庁舎1階)・出張所

□**提出期限** 8月17日(金)

※申請時の届出事項(加入保険^{など})に変更があり、変更届を未提出の方は早めにお手続きください(出張所では受付不可)。

▶子育て支援課 ☎042-460-9840

児童手当の寡婦(夫)控除の みなし適用

婚姻によらない父または母で、生計同一の子などを扶養し、所得が500万円以下(父の場合のみ)である方は、平成30年6月分以降の児童手当におい

て、寡婦(夫)控除のみなし適用が該当となる場合があります。該当と思われる方はお問い合わせください。

▶子育て支援課 ☎

☎042-460-9840

暮らし

姉妹都市・友好都市 宿泊料金の一部助成事業終了

市では、姉妹都市・友好都市(福島県南会津郡下郷町・山梨県北杜市・千葉県勝浦市)との交流を深めてもらえるよう、宿泊料金の一部を助成しています。本助成は宿泊者に限らず多くの皆さんに姉妹都市・友好都市の魅力を知ってもらうため、今年度をもって終了し、今後は新たな交流事業を行います。

今年度の助成は7月末頃の終了が予想されます。あらかじめお問い合わせのうえ申請してください。

▶文化振興課 ☎042-438-4040

柳泉園組合 水銀濃度測定結果

法律では排出規制基準が定められていないため、当組合では廃棄物焼却施設の排出ガス中の水銀濃度の自己規制値を0.05mg/m³Nと定め測定しています。2～4月の分析計測結果(各月の1時間平均値の最高値)は、1～3号炉いずれも0.00mg/m³Nでした。

☎柳泉園組合 ☎042-470-1545

▶ごみ減量推進課

☎042-438-4043

選挙

西東京市議会議員選挙

西東京市議会議員は、平成31年1月20日に任期満了となります。公職

マイナンバーカード申請サポートを開始

マイナンバーカードの申請がまだ済んでいない、カードを作りたいが申請方法がよく分からないという方は、ぜひご利用ください。

☎7月17日(火)から

●平日:午前9時～11時30分・午後1時～4時30分

●第1・2(土):午後2時～4時30分(※第1(土)は保谷庁舎のみ、第2(土)は田無庁舎のみ)

●第3・4(火):午後5時15分～7時(※第3(火)は保谷庁舎のみ、第4(火)は田無庁舎のみ)

☎場 ●保谷庁舎1階(市民課)

●田無庁舎2階(市民課)

☎●マイナンバーカード申請書記入補助 ●申請に関する相談受付

□**持ち物**

●顔写真(縦4.5cm×横3.5cm。無背景。最近6カ月以内に撮影されたもの)

●本人確認書類AまたはB(現情報と一致のもの)

A…運転免許証・旅券・在留カードなど公的機関発行の顔写真のあるもの1点

B…健康保険証・年金手帳など公的機関発行の顔写真のないもの2点(Bのうち2点目は、「氏名」が確認できる通帳や診察券でも受付可)

●マイナンバーカード交付申請書(お持ちの方のみ)

※田無庁舎・保谷庁舎では有料の証明写真機をご利用いただけます。※完成したマイナンバーカードを郵送にて自宅受取を希望する方は必要書類が異なりますので事前にお問い合わせください。

※カードの申請手続きの詳細は市☎をご覧ください。

▶西東京市マイナンバー専用ダイヤル ☎042-460-9845

▶市民課 ☎042-460-9820

☎042-438-4020

田無庁舎市民広場の利用は9月まで

仮庁舎(鉄骨造地上5階建て)の整備に向けて、田無庁舎市民広場は、解体工事や仮庁舎の整備に着手するため、10月以降は、利用や通行ができなくなります。そのため、市民

広場でのイベントや集合場所などの利用についても、9月までとなります。皆様のご理解とご協力をお願いします。

▶管財課 ☎042-460-9812

第2回 市民懇談会 泉小学校跡地周辺計画(地区計画)に伴う公園整備

第1回市民懇談会の意見を検討し、基本設計(素案)としてまとめました。さらに具体的な内容についてまとめていくためのご意見をお願いします。

☎7月29日(日)午後2時～4時

☎場 エコプラザ西東京 ※当日、直接会場へ

☎内 更新した案について確認・意見をいただいて概要をまとめる。

☎対 在住・在勤・在学の方

□**第1回的主なご意見^{など}**

●ポール広場は多目的に使えるとよい

●トイレ・水飲み・ベンチを設置して欲しい

●日陰があるとよい

●近隣と接する部分は、人が近寄れないようにして欲しい

☎**第1回の様子、その他の意見は市☎で公開中**

※第3回は9月上旬を予定しています。

▶みどり公園課 ☎042-438-4045

「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針 中間のまとめ」の公表

東京都・特別区・26市2町は、協働で「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針 中間のまとめ」を発表しました。

中間のまとめの閲覧は、東京都・特別区・26市2町の☎、都民情報ルーム(都庁第一本庁舎3階)、各区市町の窓口で可能です。

中間のまとめに対する皆さんから

のご意見・ご提案は、8月10日(金)までに、窓口・郵送(〒163-8001)・ファクス・メールで東京都へお願いします。

☎東京都都市整備局街路計画課 ☎03-5388-3379・FAX03-5388-1354・E0000179@

section.metro.tokyo.jp ▶都市計画課 ☎042-438-4050